重度訪問介護に係るみなし指定を不要とする旨の申出書

令和　　年　月　日

川越市長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者所在地 |  |
| 申請者名称（法人名） |  |
| 代表者氏名 |  |

当法人は、以下に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第３４条の７第２項ただし書きに基づき、重度訪問介護のみなし指定を不要とする旨を申し出ます。

なお、今後、重度訪問介護の事業を実施する場合は、別途、重度訪問介護に係る指定申請の手続きを行います。

|  |
| --- |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則  第三十四条の七  ２　居宅介護に係る法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービス（以下この項において『指定居宅介護』という。）の事業を行う事業所であって重度訪問介護に係る法第４３条第１項の都道府県の条例で定める基準及び同条第２項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を満たすものについては、重度訪問介護に係る法第２９条第１項の指定を受けたものとする。ただし、指定居宅介護の事業を行う事業者が、別段の申出をしたときは、この限りでない。 |
| （参考）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　抜粋  第二十九条　市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。  第四十三条　指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。  ２　指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。 |